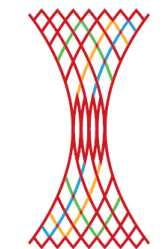


マンスリーレポート臨時号
新型コロナウイルス感染症に関する事業者支援策まとめ
(Vol.1)

2020年4月6日



KOBE TOURISM BUREAU
神戸観光局

新型コロナウイルスの感染拡大に備えるため、新型コロナ特措法に基づく「**緊急事態宣言**」が4月7日に発出され、**東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都道府県**が対象地域となる見込みです。

これまでも新型コロナの影響による経済悪化は深刻な状況ですが、緊急事態宣言を契機にさらなる人の移動が制限され、急速に資金繰りが悪化することも想定されます。

事業者向けの行政支援策を時点更新でまとめ、神戸観光局会員の皆様に発信してまいりますので、お役立ていただけたらと思います。

〔**現行支援策**〕 **2020年4月6日時点**

経営相談窓口	・・・	P.2
融資相談窓口	・・・	P.3～4
雇用調整助成金	・・・	P.5～6
市税・県税納税猶予制度	・・・	P.7～8

【リンク参照】

○新型コロナウイルスに関連した支援について（事業者のみなさまへ）〔神戸市HP〕

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/coronavsupportsforsbusiness.html>

○経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連〔経済産業省HP〕

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

新型コロナウイルスの影響による経営全般に関する相談先は、神戸市では「ひょうご・神戸経営相談センター」（神戸市産業振興センター1階）で受け付けております。

【場所】

- 神戸市産業振興センター1階「ひょうご・神戸経営相談センター」
所在地：神戸市中央区東川崎町1-8-4
電話：078-977-9079

【相談受付時間】

- 平日午前9時から午後5時

当窓口は、神戸市（神戸市産業振興財団）、兵庫県（ひょうご産業活性化センター）、神戸商工会議所が連携して「ひょうご・神戸経営相談センター」に設置しています。相談内容に応じて各種経営支援を実施いたします。

出典：神戸市HP

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/coronavsupportsforbusiness.html>

経営全般に関すること（事業・人材・労務・財務・資金繰り等）

- ひょうご・神戸経営相談センター（ひょうご産業活性化センター、神戸市産業振興財団、神戸商工会議所による共同設置）

経営相談窓口（公財）ひょうご産業活性化センター	平日	9:00~17:00	078-977-9079
※兵庫県よろず支援拠点	平日	9:00~17:00	078-977-9085
	土日祝日	9:00~17:00	080-1400-9153
神戸商工会議所中央支部	平日	9:00~17:15	078-367-3838

出典：兵庫県HP

県内の貸付・融資の問い合わせ先は以下となりますが、まずは**取扱金融機関にご相談**いただくこともお勧めします。

日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証がございますが、**新規融資を含め多くが民間金融機関からの融資実行**となることから、**現在の条件変更の相談**についても、国から各金融機関等に対して、**事業者の実情に応じて柔軟に対応するよう要請**がなされています。

貸付・融資に関すること

●兵庫県の制度融資に関すること

兵庫県産業労働部地域金融室	平日	9:00~17:30	078-362-3321
---------------	----	------------	--------------

●信用保証制度や資金繰りに関すること

※ 兵庫県信用保証協会	毎日	9:00~17:00	078-393-3900
-------------	----	------------	--------------

●政府系金融機関による融資や資金繰りに関すること

日本政策金融公庫 神戸支店 中小企業事業	平日	9:00~18:00	078-362-5961
神戸支店 国民生活事業	平日	9:00~18:00	078-341-4981
神戸東支店 国民生活事業	平日	9:00~18:00	078-854-2900
明石支店 国民生活事業	平日	9:00~18:00	078-912-4114
姫路支店 国民生活事業	平日	9:00~17:00	079-225-0571
尼崎支店 国民生活事業	平日	9:00~17:00	06-6481-3601
豊岡支店 国民生活事業	平日	9:00~17:00	0796-22-4327

※ 休日電話相談 (土日祝 9:00~17:00) 0120-112476 (国民生活事業)、0120-327790 (中小企業事業)

商工中金 神戸支店	平日	9:00~19:00	078-391-7541
姫路支店	平日	9:00~19:00	079-223-8431
尼崎支店	平日	9:00~19:00	06-6481-7501

※ 電話相談 (毎日 9:00~17:00) 0120-542-711

●セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度の利用にかかる認定に関すること(市町窓口)

⇒ 神戸市窓口: 経済政策課(神戸市産業振興センター) 078-360-3206

出典: 兵庫県HP

縣市協調融資制度、セーフティネット保証

県と市の協調融資で拡充している新型コロナ対策貸付「経営円滑化貸付」(有利子)の申し込み先は取扱金融機関となります。旅館・ホテル業含め追加指定(2020年3月3日経済産業省)された「セーフティネット保証(第5号)」についての市長認定手続きについては、取扱金融機関を介して融資が行われますが、申請先は神戸市産業振興センターとなっています。

○兵庫県中小企業融資制度「経営円滑化貸付」

区分	経営円滑化貸付 [現行]	経営円滑化貸付 [今回] (新型コロナウイルス対策貸付)
対象者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で下記に該当するもの ・最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	新型コロナウイルスの流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当するもの ・最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者
資金使途	運転資金	運転資金・設備資金
貸付利率+保証料率	1.95%	1.50%
貸付利率	0.80%	0.70%
保証料率	1.15%	0.80% ※
貸付限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内(うち据置2年以内)	同左
適用期間	-	令和2年6月末融資実行分まで ※2月25日(火)を目途に 融資申込み受付開始

※ セーフティネット保証を利用した場合(一般保証を利用する場合は第5区分で1.15%)
保証の別枠として2.8億円が利用可能

【申し込み先】県制度融資の取扱金融機関
(※県内のほとんどの金融機関が県制度融資を取り扱っています)

【問い合わせ先】神戸市経済観光局経済政策課 電話:078-360-3205、
兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 電話:078-362-3321

出典:神戸市HP
<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/coronavsupportsforsbusiness.html>

○セーフティネット保証(第5号) (業況の悪化している業種に係る市長認定)

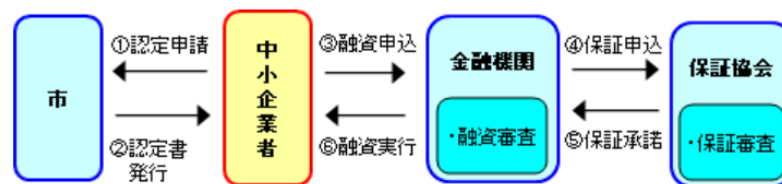
【対象者】

最近3か月間の(合計の)売上高等が前年同期の(合計の)売上高等に比して5%以上減少している中小企業者

【申請場所】(お問い合わせ先)

電話:078-360-3206
住所:神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号(神戸ハーバーランド内)
神戸市産業振興センター

【融資事務の流れ】



出典:神戸市HP
https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/business/sangyoshinko/shokogyo/financing/finding_mayor2411.html

雇用調整助成金については追加特例からさらに拡充され、緊急対応期間（令和2年4月1日から6月30日まで）において、助成率を、中小企業は5分の4、大企業は3分の2に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は10分の9、大企業は4分の3とするとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とされます。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

雇用調整助成金に関する
問い合わせ先
:〔兵庫県〕
ハローワーク助成金デスク
078-221-5440

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	(参考) リーマンショック時
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日~5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日~6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

出典:厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

雇用調整助成金申請先は以下となっておりますのでご参照ください。

兵庫	兵庫労働局 職業対策課(ハローワーク 助成金デスク)	神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階	078-221-5440(直)	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金以外の全助成金 両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金は兵庫労働局雇用環境・均等部企画課で受け付けております。
	兵庫労働局雇用環境・ 均等部	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0700	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金 ※上記以外のその他の助成金の申請は兵庫労働局職業対策課(ハローワーク助成金デスク)で受け付けております。
	神戸	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-8608(代)	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金以外の全助成金 ※両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金は兵庫労働局雇用環境・均等部企画課で受け付けております。
	神戸港労働(出)	神戸市中央区波止場町6-11	078-351-1671	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱いなし
	三田(出)	三田市天神1-5-25	079-563-8608	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金以外の全助成金
	灘	神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-8608(代)	<ul style="list-style-type: none"> ※両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金は兵庫労働局雇用環境・均等部企画課で受け付けております。
	尼崎	尼崎市西大物町12-41アマゴック2階	06-7664-8608(代)	
	西宮	西宮市青木町2-11	0798-75-6711	

出典：厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

新型コロナウイルス感染症の影響により市税を納付することが困難な場合には、納税の猶予制度があります。下記の事由に該当するような場合は、いずれかの猶予制度（徴収猶予、換価の猶予）が認められますので、まずはご相談ください。個別具体的な状況に応じて猶予制度の内容や手続きをご案内いたします。

ご来庁の場合：神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎5階
お電話の場合：Tel 078-647-9475(直通) 8:45~17:30 ※土日祝除く
神戸市行財政局税務部収税課

事由

新型コロナウイルス感染症の影響により

- 離職した場合、収入が大幅に減少した場合
- 事業を休止または廃止した場合
- 事業の継続が困難となる場合
- 直近で事業損失が出ており、前年の同時期と比較して売上が大幅に減少している場合
- 本人または家族が罹患し、納税者が医療費等を負担している場合

※猶予制度を適用するにあたり、申請時に上記事由を証する書類（離職票、給与明細、医療費領収書、診断書等の写し）もしくは財産収支状況書の提出が必要となります。

猶予制度の概要

- 原則、1年間猶予します。（1年後の状況により更に1年間延長が認められる場合があります。）
- 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- 猶予期間中は財産の差押や財産の換価（売却）を行いません。
- 事業継続等に支障が出るものについては、原則、担保は必要ありませんので、担保提供が困難な場合は個別に相談ください。


※猶予されている市税の本来の納期限は変更されません。納税証明書を請求される場合は猶予されている市税であっても未納と記載されます。

出典：神戸市HP

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/coronavsupportsforbusiness.html>

県税においても納税の猶予制度（徴収猶予、換価の猶予）があります。下記の事由に該当するような場合は、いずれかの猶予制度が認められますので、まずはご相談ください。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する県税における猶予制度

- 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります（ [リーフレット \(PDF: 336KB\)](#))。
- 納税が困難な方は、所管の県税事務所収税担当課にご相談ください。【お問い合わせ先はリーフレットをご覧ください】
- 申請に必要な書類等については、所管の県税事務所収税担当課にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納税が困難な方への対応についてはこちら（[国税庁ホームページ \(外部サイトヘリンク\)](#)）

■ 徴収猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、所管の県税事務所収税担当課にご相談ください(徴収猶予：地方税法第15条)。

- (ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- (ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- (ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合
- (ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合
納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

■ 換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の制度がありますので、所管の県税事務所収税担当課にご相談ください(申請による換価の猶予：地方税法第15条の6)。

出典：兵庫県HP
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/toriatsukai2020.html>

問い合わせ先：一般財団法人神戸観光局 経営推進部
佐藤・前田・羽東
TEL：078-262-1904（直通）